

福祉



FAX 443・3555

手当支給日の「J」案内

4月は、特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当の支給月です。各手当の振込み予定日は、次のおりです。ご確認ください。

4月11日(火)

・特別児童扶養手当

4月25日(火)

・愛知県在宅重度障害者手当

問合先

障がい福祉課

FAX 443・3555

△ 444・3135

※新庁舎移転に伴い5月8日(月)から電話番号が変更となる予定です。

赤十字奉仕団員募集

あま市赤十字奉仕団は、災害救護に関する炊き出し等の訓練や救急法等の各種講習会の開催など、いざという時に備えて、地域において赤十字の活動を支えるボランティア団体として活躍しています。

赤十字ボランティアとして活動してみたい方、または興味のある方は、問合先までお連絡ください。

問合先 社会福祉課

☎ 444・3135

保険・年金



産前産後期間の国民年金保険料の免除制度のお知らせ

国民年金第1号被保険者の方は、届出を行うことで、産前産後期間の国民年金保険料が免除(「J」の期間は納付したものとみなされます)となります。

免除期間は、出産予定日、または出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)です。

なお、「出産」とは妊娠85日(4か月)以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含みます。

●対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

●届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

●必要なもの

①出産された(予定を含む)方の基礎年金番号の分かるもの

②母子健康手帳

※ただし、被保険者と子が別世帯の場合等は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

詳細についてはお問い合わせください。

●必要なもの

①基礎年金番号の分かるもの

②学生証(有効期限が令和6年3月末まであるもの)または在学証明書(発行日が令和5年4月1日以降のもの)

※学生証(表・裏)は「P」一可

詳細についてはお問い合わせください。

問合先

中村年金事務所
保険医療課
☎ 445・37200
FAX 444・3168

国民年金保険料の学生納付特例申請手続きのお知らせ

国民年金の第1号被保険者である学生で、国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

納付特例承認期間は年金額には反映されませんが、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求する場合は、資格期間の対象となります。(10年以内に追納すると年金額に反映されます)

令和4年度に申請された方で、今後も在学予定期間がある方には、日本年金機構から申請書(はがき形式)が送付されます。引き続き学生納付特例を希望される方は、必要事項を記入し、投函してください。

●対象者

前年の所得が128万円以下(扶養親族がない場合)である20歳以上上の学生

●対象者

前年の所得が128万円以下(扶養親族がない場合)である20歳以上上の学生

問合先

中村年金事務所
保険医療課
☎ 453・7200
FAX 443・3555
☎ 444・3168

問合先

中村年金事務所
保険医療課
☎ 453・7200
FAX 443・3555

障害基礎年金制度のお知らせ

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取れることができる年金です。

障がいの原因となつた病気やけがについて初めて医師、または歯科医師の診療を受けた日(初診日)に「国民年金」に加入していた場合に請求できます。

なお、20歳前や60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で、日本国内に住んでいた間に初診日がある場合も請求できます。

ただし、障害基礎年金の請求には、年金の納付状況等の条件が設けられており、また、障がいの程度によっては、請求しても受給できない場合があります。

請求の条件・方法等は請求される方によつて異なるため、詳細についてはお問い合わせください。

問合先
中村年金事務所

☎ 453-7200

保険医療課

FAX 443-3555
☎ 444-3168

マイナンバーカード

マイナンバーカードの電子証明書に係る手続き停止について

4月29日(土・祝)から5月7日(日)まで公的個人認証システムの更改作業に伴い、マイナンバーカード用電子証明書の発行、失効、更新等のすべての業務が停止します。5月1日(月)

及び2日(火)は開庁日ですが、電子証明書に関する手続きができません。
※詳しくは、「マイナンバーカード総合サイトを」ご覧ください。

<https://www.kojinbangou-car.d.go.jp/>

問合先 市民課
FAX 443-3555
☎ 444-3167



問合先 財政課
☎ 444-1714
FAX 441-8330

環境・衛生

交通のさまたげにまでなつてしまつことがあります。
市民の皆さんのが暮らしの心づかいでも、自分たちの暮らす街並みをきれいに保ちませんか?

特にカラスに荒らされないために、各自でできることもいくつかあります。例えば、食材のムダをなくし、生ごみを減らすこと、またカラスは主に視覚を頼りに生ごみなどの工サリになりそうなものを探し当てるため、新聞紙などを用い、おおい隠すことがより効果的です。

「(ハ)(セ)は拾う」とよりも捨てない習慣を身に付ける、「自分達の出した(ハ)(セ)は、自分達で持ち帰る」をスローガンとして、ノーモアポイ捨ての清潔で美しい街の実現を目指した運動です。これにあわせ、市内在住、在勤の皆さんもまた、各自の530(ハ)(セ)運動を展開してください。

主催 あま市530(ハ)(セ)運動
推進連絡会

問合先 環境衛生課
FAX 443-3555
☎ 444-3132



まちをきれいに

市内各地域に設置の「ごみ集積所は、収集日時を守らずに」ごみを出したり、「ごみの出し方が粗雑になつてたりすると、動物(カラス等)に荒らされ、集積所が汚損する原因となつてしまつ、まちの景観を損ねるのみならず、

「ごみを捨つ」とよりも捨てない場合もあります。

寄附のお礼

SSフーズ株式会社様

株式会社中京銀行様
美和中学校のために

15W防滴型メガホン、CDラジカセ



問合先 環境衛生課
FAX 443-3555
☎ 444-3132